

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【公開番号】特開2014-239717(P2014-239717A)

【公開日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-071

【出願番号】特願2013-122398(P2013-122398)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 2 0
A 6 3 F	7/02	3 0 4 B
A 6 3 F	7/02	3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月30日(2016.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1入賞領域と第2入賞領域とを備えた遊技機であって、

前記第1入賞領域に設けられ前記第1入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第1検出手段と、

前記第2入賞領域に設けられ前記第2入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第2検出手段と、

電波を検出するための電波センサと、

前記電波センサによって電波が検出された場合に、電波センサエラーが発生したと判定する電波センサエラー判定手段と、

前記電波センサエラー判定手段によって電波センサエラーが発生したと判定された場合に、所定のエラー情報を出力するエラー情報出力手段と、

前記第1検出手段が遊技媒体の通過を検出している状態が所定期間継続する度に、連続検出エラーが発生したと判定する第1連続検出エラー判定手段と、

前記第2検出手段が遊技媒体の通過を検出している状態が所定期間継続する度に、連続検出エラーが発生したと判定する第2連続検出エラー判定手段と、

前記第1連続検出エラー判定手段または前記第2連続検出エラー判定手段によって連続検出エラーが発生したと判定される度に、共通の出力手段を用いて特定期間にわたって連続検出エラー情報を出力する連続検出エラー情報出力手段とを備えた

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 9

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

本発明は、入賞領域における球詰まりの発生を検知することができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

(手段A) 本発明による遊技機は、第1入賞領域(例えば、始動入賞口や大入賞口、入賞口、ゲート32)と第2入賞領域(例えば、始動入賞口や大入賞口、入賞口、ゲート32)とを備えた遊技機であって、第1入賞領域に設けられ第1入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第1検出手段(例えば、始動口スイッチ14aやカウントスイッチ23、入賞口スイッチ29a, 30a、ゲートスイッチ32a)と、第2入賞領域に設けられ第2入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第2検出手段(例えば、始動口スイッチ14aやカウントスイッチ23、入賞口スイッチ29a, 30a、ゲートスイッチ32a)と、電波を検出するための電波センサ(例えば、電波センサ61)と、電波センサによって電波が検出された場合に、電波センサエラーが発生したと判定する電波センサエラー判定手段(例えば、CPU56によってステップS264, S265の処理が実行される部分)と、電波センサエラー判定手段によって電波センサエラーが発生したと判定された場合に、所定のエラー情報(セキュリティ信号)を出力するエラー情報出力手段(例えば、CPU56によって情報出力処理のステップS1004～S1015の処理が実行される部分)と、第1検出手段が遊技媒体の通過を検出している状態が所定期間継続する度に、連続検出エラーが発生したと判定する第1連続検出エラー判定手段と、第2検出手段が遊技媒体の通過を検出している状態が所定期間継続する度に、連続検出エラーが発生したと判定する第2連続検出エラー判定手段と、第1連続検出エラー判定手段または第2連続検出エラー判定手段によって連続検出エラーが発生したと判定される度に、共通の出力手段を用いて特定期間にわたって連続検出エラー情報を出力する連続検出エラー情報出力手段とを備えたことを特徴とする。

そのような構成により、入賞領域における球詰まりの発生を検知することができる。

(手段1) 本発明による他の遊技機は、第1入賞領域(例えば、始動入賞口や大入賞口、入賞口、ゲート32)と第2入賞領域(例えば、始動入賞口や大入賞口、入賞口、ゲート32)とを備えた遊技機であって、第1入賞領域に設けられ第1入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第1検出手段(例えば、始動口スイッチ14aやカウントスイッチ23、入賞口スイッチ29a, 30a、ゲートスイッチ32a)と、第2入賞領域に設けられ第2入賞領域を遊技媒体が通過したことを検出するための第2検出手段(例えば、始動口スイッチ14aやカウントスイッチ23、入賞口スイッチ29a, 30a、ゲートスイッチ32a)と、第1検出手段が遊技媒体の通過を検出した時点から第1監視期間(図15に示す監視期間)を経過するまでに該第1検出手段が遊技媒体の通過を再度検出した回数を計数する第1計数手段(例えば、CPU56によって始動口スイッチ判定処理(ステップS259a)のステップS2507, S2508の処理が実行される部分)と、第2検出手段が遊技媒体の通過を検出した時点から第2監視期間(図15に示す監視期間)を経過するまでに該第2検出手段が遊技媒体の通過を再度検出した回数を計数する第2計数手段(例えば、CPU56によって入賞口スイッチ判定処理(ステップS259b)において始動口スイッチ判定処理(ステップS259a)のステップS2507, S2508に相当する処理が実行され部分)と、第1計数手段が計数した回数が所定回数と

なった場合に、エラーが発生したと判定する第1エラー判定手段（例えば、C P U 5 6によって始動口スイッチ判定処理（ステップS 2 5 9 a）のステップS 2 5 1 1, S 2 5 1 2の処理が実行される部分）と、第2計数手段が計数した回数が所定回数となった場合に、エラーが発生したと判定する第2エラー判定手段（例えば、C P U 5 6によって入賞口スイッチ判定処理（ステップS 2 5 9 b）において始動口スイッチ判定処理（ステップS 2 5 9 a）のステップS 2 5 1 1, S 2 5 1 2に相当する処理が実行される部分）と、電波を検出するための電波センサ（例えば、電波センサ6 1）と、電波センサによって電波が検出された場合に、電波センサエラーが発生したと判定する電波センサエラー判定手段（例えば、C P U 5 6によってステップS 2 6 4, S 2 6 5の処理が実行される部分）と、第1エラー判定手段、第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合と、電波センサエラー判定手段によって電波センサエラーが発生したと判定された場合とで、所定のエラー情報（セキュリティ信号）を出力するエラー情報出力手段（例えば、C P U 5 6によって情報出力処理のステップS 1 0 0 4～S 1 0 1 5の処理が実行される部分）とを備え、エラー情報出力手段は、第1エラー判定手段または第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定されたときに、共通の出力手段（例えば、ターミナル基板1 6 0に設けられたコネクタC N 8）を用いて所定の出力期間（例えば、0.2秒）にわたってエラー情報を出力し、第1エラー判定手段の判定にもとづいてエラー情報を出力している出力期間内に第2エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合には、該出力期間が経過し、さらに所定の待機期間が経過した後に共通の出力手段を用いて所定の出力期間にわたってエラー情報を出力し（例えば、C P U 5 6によって情報出力処理のステップS 1 0 0 4～S 1 0 1 5の処理が実行される部分）、第1計数手段は、計数した回数が所定回数となったことにもとづいて第1エラー判定手段によってエラーが発生したと判定された場合には、計数した回数を初期化する（例えば、C P U 5 6によってステップS 2 5 1 3の処理が実行される部分）ことを特徴とする。

そのような構成により、エラー情報を出力しているときに新たにエラーが発生した場合にも、新たにエラーが発生したことにもとづくエラー情報を共通の出力手段を用いて出力することができる。